

## 契 約 書

支出負担行為担当官衆議院庶務部副部長庶務部会計課長事務取扱元尾竜一及び支出負担行為担当官参議院庶務部会計課長折茂建（以下「甲」という。）と公益財団法人日本人事試験研究センター代表理事松尾恵美子（以下「乙」という。）とは、令和7年度国会議員政策担当秘書資格試験第一次試験（以下「資格試験」という。）における論文式試験の問題作成・採点等業務（以下「試験問題作成等業務」という。）について、次の条項に基づき本契約を締結する。

### （総則）

第1条 本契約に定めるもののほか、乙は別添仕様書に基づき次の各号に規定する試験問題作成等業務を行うこととし、甲は乙にその代金を支払うものとする。

- 一 論文式試験問題（過去に出題された問題と同等の資料分析・解釈を要するもの）、解答用紙及びホームページ掲載用「出題の趣旨」の作成
- 二 問題集及び解答用紙の印刷
- 三 採点及び結果処理等
- 四 ホームページ掲載用「採点の全体講評」の作成

### （契約期間）

第2条 契約期間は契約締結日から令和7年10月31日までとする。

### （契約金額）

第3条 本契約に係る契約金額は別表のとおりとする。

### （契約保証金）

第4条 契約保証金の納付は免除する。

### （監督）

第5条 甲は、契約の適正な履行を確保するために必要な業務の監督を行う監督職員を指定して監督を行わせるものとする。

### （成果物）

第6条 本件試験問題作成等業務に基づく成果物とは、第1条第一号の規定により作成した出題の趣旨を記載した文書、同条第二号の規定により印刷した問題集及び解答用紙（以下「問題集等」という。）、同条第三号の規定により作成した採点結果を整理した表及び同条第四号の規定により作成した採点の全体講評を記載した文書とする。

### （成果物の納入）

第7条 甲は、資格試験に要する問題集等の必要部数を資格試験実施日の3日前までに乙に報告するものとし、乙は甲の報告後、問題集等を別添仕様書に定める期日までに安全確実な方法で甲に納入するものとする。

- 2 乙は、資格試験実施後、甲から解答用紙の引渡しを受けた後、別添仕様書に定める期日までに採点結果を整理した表を納入すること。
- 3 乙は、別添仕様書に定める期日までに出題の趣旨を記載した文書及び採点の全体講評を記載した文書を納入すること。

#### (検査)

- 第8条 乙は、前条の規定により各成果物を甲に納入したときは、速やかに甲の指定する検査職員の検査を受けなければならない。
- 2 前項のすべての検査に合格したときをもって乙の業務を完了したものとする。

#### (著作権の帰属)

- 第9条 第1条第一号の規定により作成した論文式試験問題及び解答用紙並びに問題集等の著作権は乙に属するものとする。

#### (秘密の保持)

- 第10条 乙は、業務の履行過程において知り得た甲及び受験者の秘密に属する事項については、業務期間中のみならず、業務期間の満了後にあっても、漏えい又は他の目的に使用してはならない。
- 2 乙は、資格試験の重要性を十分に認識し、取扱いについて慎重を期するとともに、問題の内容、結果等について秘密を保持するものとする。
  - 3 甲は、資格試験実施に際し受験生が問題集等を持ち出さないような措置を講ずることとする。
  - 4 甲は、資格試験終了後、乙に解答用紙を引き渡す際、問題集も返却するものとする。
  - 5 乙は、甲が別添仕様書に定める方法により出題の趣旨及び採点の全体講評をホームページに掲載することを了承するものとする。
  - 6 乙は、別紙「個人情報保護に関する条項」に定めるところに従い、個人情報の管理に万全を期するものとする。
  - 7 乙は、第13条に基づき業務の一部を請け負わせる場合には、その下請負者にも第1項、第2項及び別紙「個人情報保護に関する条項」の定めを遵守させるものとする。
  - 8 本条の規定は、本契約が終了した後も有効とする。

#### (代金の請求及び支払い)

- 第11条 乙は、第8条の規定による検査に合格したときは、第3条の契約単価をもって算出した代金の支払を甲に請求するものとする。
- 2 消費税額及び地方消費税額は、前項の金額に別途加算する。
  - 3 前項の消費税額及び地方消費税額は、消費税法第28条第1項及び第29条並びに地方税法第72条の82及び第72条の83の規定に基づき、第1項の金額に100分の10を乗じて得た金額とする。
  - 4 甲は、第1項の規定に基づき乙から適法な請求書を受理したときには、その日から起算して30日以内に乙に対して代金を支払うものとする。

(支払遅延利息)

第12条 甲において、前条第4項の期限内に代金を支払わないときは、その期限の翌日から支払をする日までの日数に応じ、未支払金額に対し、政府契約の支払遅延防止等に関する法律第8条の規定に基づき、乙に対し遅延利息を支払うものとする。

(下請負)

- 第13条 乙は、本契約の作業を一括して第三者に請け負わせてはならない。
- 2 乙は、本契約の作業の一部を第三者に請け負わせるときは、あらかじめ次の各号の事項を記載した書面を甲に提出し、その承認を受けなければならない。
- 一 履行させる第三者の商号又は名称
  - 二 履行させる第三者の住所
  - 三 第三者に履行させる業務の範囲
  - 四 前号に記載する業務を第三者に履行させる必要性
- 3 乙は、本契約の作業の一部を第三者に請け負わせたときは、請け負わせた業務に伴う当該第三者（以下「下請負者」という。）の行為について、甲に対しすべての責任を負うものとする。
- 4 乙は、本契約の作業の一部を請け負わせるときは、乙が本契約を遵守するために必要な事項について、下請負者と約定しなければならない。

(契約の解除)

- 第14条 甲は、乙が本契約の履行をしない場合、相当な期間を定めてその履行を催告し、当該期間内に履行がないときは、本契約を解除することができる。
- 2 甲は、乙に次の各号いずれかに該当する事由が発生したときは、何らの催告を要せず、本契約の全部又は一部を解除することができる。
- 一 本契約の全部又は一部の履行が不能であるとき。
  - 二 乙が本契約の全部又は一部を履行する意思がない旨を明らかにしたとき。
  - 三 前各号に掲げる場合のほか、乙がその債務の履行をせず、甲が前項の催告をしても契約をした目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであるとき。
  - 四 本契約の履行について、乙又はその代理人若しくは使用人等に不正行為があったとき。
  - 五 第10条第1項、第2項、第6項若しくは第7項、前条又は第18条の規定に違反したとき。
  - 六 乙が破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始若しくは特別清算開始の申し立てを受け、又は自ら申し立てをしたとき。

(違約金)

- 第15条 甲は、乙が次の各号の一に該当するときは、本契約に基づく不履行部分について、当該業務に係る予定数量に契約単価を乗じて得た金額の100分の10に相当する金額を、乙から違約金として徴収するものとする。ただし、この違約金は損害賠償金の性質を有しないものとする。
- 一 甲において、乙が本契約に違反し、その違反によって本契約の目的を達成することができないと認めたとき。

二 乙が前条第2項に規定する各号の一に該当し、甲が契約の全部又は一部を解除したとき。

(談合等の不正行為に係る違約金)

第16条 本契約に関して次の各号の一に該当するときは、乙は、本契約による契約金額(契約締結後契約金額の変動があった場合には変更後の契約金額。なお、単価で契約するものにあつては契約単価に予定数量を乗じた金額とする。)の100分の10に相当する額を違約金として甲が指定する期日までに甲に支払わなければならない。本契約の履行が完了した後においても同様とする。

一 乙(役員、従業員、代理人その他の者を含む。以下同じ)について、刑法第96条の6若しくは第198条に規定する刑又は私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(以下「独占禁止法」という。)第89条第1項に規定する刑が確定したとき。

二 乙若しくは乙が構成事業者である事業者団体について、独占禁止法第95条第1項第一号又は第二号に規定する刑が確定したとき。

三 公正取引委員会が、乙に対し独占禁止法第7条の2第1項の規定に基づく課徴金の納付命令を行い、当該納付命令が確定したとき又は第7条の4第7項若しくは第7条の7第3項の規定により課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき(乙が構成事業者である事業者団体について第8条の3の規定により読み替えて準用される場合についても同様とする)。

四 公正取引委員会が乙又は乙が構成事業者である事業者団体に対し独占禁止法第7条第1項若しくは第2項(第8条の2第2項及び第20条第2項において準用する場合を含む)、第8条の2第1項若しくは第3項又は第20条第1項の規定による排除措置命令を行い、当該排除措置命令が確定したとき。

2 本契約が政府調達に関する協定の適用を受ける場合には、前項第一号又は第二号の規定に該当し、かつ次の各号の規定のいずれかに該当するときは、乙は前項の金額のほか、契約金額の100分の5に相当する金額を違約金として甲が指定する期日までに甲に支払わなければならない。

一 前項第三号に規定する確定した納付命令について、独占禁止法第7条の3第1項の規定の適用があるとき。

二 前項第一号又は第二号に規定する刑に係る確定判決において、乙が違反行為の首謀者であることが明らかになったとき。

三 乙が甲に対し、独占禁止法等に抵触する行為を行っていない旨の誓約書を提出しているとき。

3 第1項各号の一に該当する場合には、甲は、契約を解除することができる。

4 前各項の規定は、違約金を超えて生じた損害について甲が乙に対して賠償を請求することを妨げない。

5 乙が違約金を甲の指定する期日までに支払わないときは、乙は、当該期間を経過した日から支払をする日までの日数に応じ、延滞起算時点の国の債権の管理等に関する法律施行令第29条第1項本文に規定する財務大臣の定める率の割合で計算した額の延滞金を甲に支払わなければならない。

6 本契約に関して第1項又は第2項の各号の一に該当する場合には、乙は、当該処分等に係る関係書類を速やかに甲に提出しなければならない。

(暴力団の排除)

第17条 甲は、乙が次の各号の一に該当するときは、催告することなく本契約を解除することができる。

- 一 役員等（乙が個人である場合にはその者を、乙が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時契約を締結する事務所の代表者をいう。以下同じ。）が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。）第2条第六号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）であると認められるとき。
  - 二 暴力団（暴力団対策法第2条第二号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。
  - 三 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。
  - 四 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。
  - 五 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
  - 六 下請契約その他の契約に当たり、その相手方が前各号のいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。
  - 七 乙が、第一号から第五号までのいずれかに該当する者を下請契約その他の契約の相手方としていたとき（前号に該当する場合を除く。）に、甲が乙に対して当該契約の解除を求め、乙がこれに従わなかったとき。
- 2 甲は、前項の規定による本契約の解除によって生じた乙の損害について、賠償の責を負わないものとする。
  - 3 乙は、第1項の規定による本契約の解除によって甲に損害が生じたときは、その損害を賠償するものとする。
  - 4 甲は、第1項の規定により本契約を解除したときは、契約金額（単価で契約するものにあつては契約単価に予定数量を乗じた金額とする。）の100分の10に相当する金額を乙から違約金として徴収するものとする。ただし、この違約金は損害賠償の性質を有しないものとする。

(債権譲渡の禁止)

第18条 乙は、本契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、甲の書面による承諾を得たときはこの限りではない。

(契約不適合責任)

第19条 乙は、第8条第1項の規定により検査を完了した成果物が本契約の内容に適合せず、第8条第2項により業務が完了した日から1年以内に甲から補正の請求を受けたときは、甲の指定する期間内に無償で対応するものとする。

(責任の制限)

第20条 乙は、次の各号の損害については責任を負わないものとする。

- 一 甲が自己の義務の履行を怠ったために生じた甲の損害
- 二 天災地変等不可抗力により生じた甲の損害

(損害の賠償)

第21条 乙は、乙の責に帰する事由により甲に損害を与えた場合には、契約金額を限度として通常の直接損害を賠償するものとする。ただし、乙の故意又は重大な過失により甲に損害を与えた場合には、その損害額に対応する賠償責任を負うものとする。

(紛争の解決)

第22条 本契約に関し甲乙両者間に生じた紛争は、双方協議の上、処理することとし、なお解決に至らぬときは、甲の指定する公機関に解決を依頼するものとする。

(人権尊重努力義務)

第23条 乙は、「責任あるサプライチェーン等における人権尊重のためのガイドライン」(令和4年9月13日ビジネスと人権に関する行動計画の実施に係る関係府省庁施策推進・連絡会議決定)を踏まえて人権尊重に取り組むよう努めるものとする。

(その他)

第24条 この契約に定めのない事項及び甲乙間に紛争又は疑義を生じた事項については、必要に応じて甲乙協議の上、定めるものとする。

本契約を締結したことを証するため、本書3通を作成し、甲乙それぞれ記名押印の上、各自1通を保有する。

令和7年5月20日

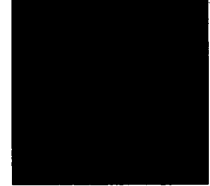
甲 東京都千代田区永田町1-7-1

支出負担行為担当官

衆議院庶務部副部長

庶務部会計課長事務取扱

元 尾 竜



支出負担行為担当官

参議院庶務部会計課長

折 茂



乙 東京都新宿区片町4-3 曙橋SHKビル

公益財団法人日本人事試験研究センター

代表理事

松 尾 恵美子



## 別表

名 称		数量	単位	単 価	
論文作成料 (出題の趣旨含む)	試験問題作成料 (出題の趣旨含む)	1	式	600,000 円	①
	事務管理手数料	①の20%			
問題集印刷料	版下代	1	式	60,000 円	②
	印刷代	1	部	1,200 円	申込者数 ③
	事務管理手数料	②③の20%			
答案用紙印刷料	印刷代 (交換用含む)	1	枚	50 円	申込者数×2枚 +交換用40枚 ④
	事務管理手数料	④の20%			
採点料	採点料	1	題	3,000 円	採点対象者数 ×2題 ×採点者2名 ⑤
	成績結果資料作成費	1	式	300,000 円	⑥
	事務管理手数料	⑤⑥の20%			
講評作成費		1	式	200,000 円	⑦

上記金額に消費税及び地方消費税は含まれない。

## 個人情報保護に関する条項

令和7年度国会議員政策担当秘書資格試験第一次試験における論文式試験問題集の問題作成・採点等業務（以下「業務」という。）について、支出負担行為担当官衆議院庶務部副部長庶務部会計課長事務取扱元尾竜一及び支出負担行為担当官参議院庶務部会計課長折茂建（以下「甲」という。）と公益財団法人日本人事試験研究センター代表理事松尾恵美子（以下「乙」という。）との間に、令和7年5月20日に締結された契約書第10条第6項に基づき本条項を定める。

### （目的）

第1条 本条項は、乙における業務履行に係る環境及び個人情報の取扱い等を明確にし、本契約に係る個人情報の管理に万全を期すことを目的とする。

### （個人情報に関する秘密保持の義務）

第2条 乙は、業務履行において取得し、保有する個人情報（以下「当該個人情報」という。）について本契約期間中、契約終了後の如何を問わず、その秘密保持の義務を負うと共にあらかじめ定められた利用目的以外の目的のために利用してはならない。

### （個人情報管理責任者）

第3条 乙は、当該個人情報の保護を徹底させるため個人情報管理責任者を定めるものとする。

### （当該個人情報の管理等）

第4条 乙は、当該個人情報の管理に当たっては、本条項第3条に定める個人情報管理責任者の指定する者の監督の下、その漏えい、滅失、き損（以下「漏えい等」という。）を防止するために、当該個人情報が保存されたパソコンへのパスワード設定や、外部からのアクセス防止措置を施すと共に、外部記録媒体等については保管庫に施錠する等、乙の内部規則に基づいて適切な方法で行うものとする。

2 乙は、乙の業務員の故意または過失により当該個人情報の漏えい等の事案が発生した場合はその責任を負うものとする。

3 下請負先等、当該個人情報を共有する者については、管理状況を調査する等、管理に万全を期すものとする。

### （下請負の責任）

第5条 乙は、契約書第13条に基づいて本契約の業務の一部を第三者に請け負わせた場合には、下請負者にも乙が負うものと同様の義務を負わせるものとする。

2 乙は、下請負者により当該個人情報の漏えい等又はあらかじめ定められた利用目的以外の目的のための利用が生じたときは、下請負者と連帯して甲に対する責任を負うものとする。

(当該個人情報の複製の制限)

第6条 乙は、当該個人情報を複製する必要がある場合には、その部数を必要最小限に限るものとする。

(当該個人情報の開示等の制限)

第7条 乙は、業務の履行のため下請負先等に当該個人情報を開示する場合は、事前に甲の許可を得るものとし、その開示は必要最小限に限るものとする。

(当該個人情報の廃棄)

第8条 乙は、不要となった当該個人情報は速やかに破棄しなければならない。なお、契約の終了時も同様とする。

(事故発生時の措置)

第9条 乙は、当該個人情報の漏えい等の事案が発生し、又はそのおそれがある場合には、当該事案の発生した経緯、内容、被害状況等を調査し、速やかに甲に報告しなければならない。

(教育)

第10条 個人情報管理責任者は、関係者に対して本条項の内容を周知徹底させるため必要な教育・啓発を行うものとする。

(違反時の措置)

第11条 乙が前各条に規定する事項に違反した場合には、乙は、契約書第14条により契約を解除されることに同意するものとする。

## 令和7年度国会議員政策担当秘書資格試験第一次試験における論文式試験の問題作成・採点等業務に係る基本仕様書

### 1 目的

国会議員の政策立案及び立法活動を補佐する政策担当秘書に必要な知識及び能力を有するかどうかを判定するため、第一次試験として論文式による筆記試験を実施し、多肢選択式試験の結果と総合して、第一次試験合格者を決定する。

### 2 委託業務の内容

- ① 論文式試験問題（過去に出題された問題と同等の資料の分析・解釈を要するもの）、解答用紙及びホームページ掲載用の「出題の趣旨」の作成
- ② 問題集及び解答用紙の印刷
- ③ 採点及び結果処理等
- ④ ホームページ掲載用の「採点の全体講評」の作成

### 3 試験実施日

令和7年6月28日（土）

### 4 第一次試験合格者発表日

令和7年8月12日（火）

### 5 試験の内容

#### ① 試験種目

国会議員の政策担当秘書として必要とされる高度な企画力・分析力・構成力等を見る論文式による総合問題

#### ② 出題分野

国会議員の政策担当秘書として必要とされる国政上の政策課題

#### ③ 問題の難易度

国家公務員採用総合職試験（大卒）及び平成23年度までの国家公務員採用I種試験における論文試験と同程度とし、各問1000～1600字で論述する。

#### ④ 問題数

3題（1題は必須、残りの2題中1題を選択）

#### ⑤ 解答時間

3時間

#### ⑥ 解答方式

鉛筆による筆記方式

⑦ 問題集の形式

日本産業規格A 4判又はB 5判

問題集については問題文が透けて見えない用紙を使用する。

問題集の表紙には、試験問題という表題、注意事項に関する表記並びに受験番号及び氏名欄の記載をする。

⑧ 解答用紙の形式

日本産業規格A 3判又はB 4判で、1題につき1枚（両面使用可）とする。

解答用紙の上部に、課題番号、受験番号及び氏名欄を設ける。

その下に、1. 5 cm程度の間を置き、課題番号欄及び解答欄を設けるとともに、整理番号を付すスペースを空けておく。

解答欄は横書きで、原稿用紙様のマス目が1600字分あるものとし、横書きであること及び1000字目が受験者にわかるようにする。

⑨ 印刷部数

a. 問題集

受験申込者1人につき1部

b. 解答用紙

受験申込者1人につき2枚及び誤記の交換用等に40枚

6 担当者

担当者を置き、連絡を密にすること。

試験実施の当日、試験問題に疑義が生じるなどの事態に備えて、主管課（衆議院庶務部議員課）からの質問に対して即座に回答ができる体制を確保する。

7 採点対象答案

多肢選択式試験において相当と認めた成績を得た者にかかる答案のみを採点する（答案には主管課において整理番号を付する）。

8 採点及び結果処理等

① 採点は受験者の匿名性を確保し、各答案をそれぞれ専門的知識や経験を有する複数の者により行う。その際、採点者間及び問題の難易度による採点格差の調整を行う。受験者の最終得点は各採点者の得点の平均とする。

得点は、粗点（各採点者による採点結果）をそのまま用いるのではなく、平均点、標準偏差を用いて下記の方法で算出した「得点（標準点）」とする。

[標準点の算出方法]

$$\text{標準点} = 15 \times \frac{\text{粗点} - \text{平均点}}{\text{標準偏差}} + 50$$

- ② 結果処理は、次のとおり整理した表とする。
  - a. 得点度数分布表  
課題別に得点（標準点）の度数分布をプリントしたもの
  - b. 高得点順名簿  
各人の①席次、②整理番号、③得点(標準点)・粗点を高得点順にプリントしたもの
  - c. 整理番号順名簿  
課題別・採点者別に得点(標準点)・粗点を整理番号順にプリントしたもの
- ③ 衆議院及び参議院ホームページ掲載用の「出題の趣旨」を作成する（出題した問題とともに掲載する予定なので、各問の下に出題の趣旨を配置する形式で作成するものとする）。
- ④ 衆議院及び参議院ホームページ掲載用の「採点の全体講評」を作成する。

## 9 納期

- ① 問題集及び解答用紙
  - a. 内容確認用  
令和7年6月16日（月）（担当者が持参して主管課に2部直接納入する）
  - b. 試験実施用  
令和7年6月27日（金）（主管課から連絡した必要部数を担当者が持参して主管課の指定する場所に直接納入する）

## ② 採点及び結果処理等

8の②については、採点対象答案引渡しの日（試験実施日から7日以内）から30日以内、8の③及び④については、令和7年10月31日（金）とする。

いずれも、データ（8の②についてはエクセル形式、8の③及び④についてはワード形式、媒体はCD-R）及び用紙に出力したもの（各2部）を納入する。なお、引渡した答案は、最終合格者発表日（令和7年9月10日（水））後、安全確実な方法で廃棄する。

## 10 試験問題作成に当たっての留意点

- ① 一定の専門的知識や経験を有する者が作成すること。

- ② 出題する試験問題には、信頼性及び妥当性があること。
- ③ 必須問題には、現に激しい議論・論争がなされている政策課題は出題しない。問題文及び設問に工夫を凝らし、特定の方向に誘導しているような誤解を与えることのないよう十分に配慮すること。
- ④ 他の公務員試験の出題内容について調査・分析を行うことなどにより、直近の試験と同一の試験問題が出題されないよう、最大限配慮すること。
- ⑤ 試験問題作成過程において知り得た事項に関しては、主管課と協議なく外部に公表しないこと。

以上

